

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第77号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																																			
(特定任期付職員の給与に関する特例)		(特定任期付職員の給与に関する特例)																																			
第7条 第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員（医療局企業職員又は企業局企業職員として採用された職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。		第7条 第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員（医療局企業職員又は企業局企業職員として採用された職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。																																			
<table border="1"><thead><tr><th>号 給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td><u>383,000</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>431,000</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>481,000</u></td></tr><tr><td>4</td><td><u>544,000</u></td></tr><tr><td>5</td><td><u>620,000</u></td></tr><tr><td>6</td><td><u>724,000</u></td></tr><tr><td>7</td><td><u>846,000</u></td></tr></tbody></table>	号 給	給料月額		円	1	<u>383,000</u>	2	<u>431,000</u>	3	<u>481,000</u>	4	<u>544,000</u>	5	<u>620,000</u>	6	<u>724,000</u>	7	<u>846,000</u>	<table border="1"><thead><tr><th>号 給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td><u>395,000</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>444,000</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>496,000</u></td></tr><tr><td>4</td><td><u>560,000</u></td></tr><tr><td>5</td><td><u>639,000</u></td></tr><tr><td>6</td><td><u>746,000</u></td></tr><tr><td>7</td><td><u>871,000</u></td></tr></tbody></table>	号 給	給料月額		円	1	<u>395,000</u>	2	<u>444,000</u>	3	<u>496,000</u>	4	<u>560,000</u>	5	<u>639,000</u>	6	<u>746,000</u>	7	<u>871,000</u>
号 給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>383,000</u>																																				
2	<u>431,000</u>																																				
3	<u>481,000</u>																																				
4	<u>544,000</u>																																				
5	<u>620,000</u>																																				
6	<u>724,000</u>																																				
7	<u>846,000</u>																																				
号 給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>395,000</u>																																				
2	<u>444,000</u>																																				
3	<u>496,000</u>																																				
4	<u>560,000</u>																																				
5	<u>639,000</u>																																				
6	<u>746,000</u>																																				
7	<u>871,000</u>																																				
2～5 [略]	2～5 [略]																																				
(給与条例等の適用除外等)	(給与条例等の適用除外等)																																				
第9条 [略]	第9条 [略]																																				
2 特定任期付職員に対する給与条例第4条、第28条の3、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。）」と、	2 特定任期付職員に対する給与条例第4条、第28条の3、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。）」と、																																				

給与条例第28条の3中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の170」とする。

3 特定任期付職員に対する給与等条例第5条、第28条の2第1項及び第29条第2項の規定の適用については、給与等条例第5条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与等条例第28条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次項において同じ。）が」と、給与等条例第29条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の170」とする。

4 [略]

給与条例第28条の3中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の175」とする。

3 特定任期付職員に対する給与等条例第5条、第28条の2第1項及び第29条第2項の規定の適用については、給与等条例第5条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与等条例第28条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次項において同じ。）が」と、給与等条例第29条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の175」とする。

4 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、人事委員会規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u></p> <p><u>5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定に基づく給料月額の決定及び前項の規定に基づく特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</u></p>	<p>(特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定に基づく給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。</u></p>

(特定任期付企業職員の特定任期付職員業績手当)

第8条 医療局長又は企業局長は、第2条第1項の規定に基づき任期を定めて医療局企業職員又は企業局企業職員として採用された職員（以下「特定任期付企業職員」という。）のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、特定任期付職員業績手当を支給することができる。

（給与条例等の適用除外等）

第9条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）第5条、第6条、第24条から第28条まで、第28条の5、第39条及び第40条の2から第41条の3までの規定並びに市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号。以下「給与等条例」という。）第6条、第7条、第21条の3から第23条まで、第23条の4、第27条の2、第27条の3、第28条の3、第30条及び第31条の2の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第4条、第28条の3、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与条例第28条の3中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「特定管理職員」」と、給与条例第38条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の175」とする。

3 特定任期付職員に対する給与等条例第5条、第28条の2第1項及び第29条第2項の規定の適用については、給与等条例第5条中「この条例」とあ

（給与条例等の適用除外等）

第8条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）第5条、第6条、第24条から第27条まで、第28条の5及び第40条の2から第41条の3までの規定並びに市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号。以下「給与等条例」という。）第6条、第7条、第21条の3、第22条、第23条の4、第27条の2、第27条の3、第28条の3及び第31条の2の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第4条、第28条の3、第34条の2第1項、第38条第2項及び第39条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与条例第28条の3中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「特定管理職員」」と、給与条例第38条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第39条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

3 特定任期付職員に対する給与等条例第5条、第28条の2第1項、第29条第2項及び第30条第2項第1号の規定の適用については、給与等条例第5

るのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与等条例第28条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次項において同じ。）が」と、給与等条例第29条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の175」とする。

4 給与条例第26条の2から第28条まで、第28条の3、第28条の5、第29条の2、第30条の2、第30条の3及び第40条の規定並びに給与等条例第22条、第23条、第23条の4、第24条の2、第25条の2、第25条の3及び第31条の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。

（医療局企業職員給与条例等の適用除外等）

第10条 医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和35年岩手県条例第29号。以下「医療局企業職員給与条例」という。）第3条の2から第4条まで、第4条の5、第7条から第9条まで及び第12条の規定並びに企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和35年岩手県条例第32号。以下「企業局企業職員給与条例」という。）第3条の2から第4条まで、第4条の4、第7条から第9条まで及び第12条の規定は、特定任期付企業職員には、適用しない。

2 特定任期付企業職員に対する医療局企業職員給与条例第2条第2項、第10条の2第1項及び第16条の規定の適用については、医療局企業職員給与条例第2条第2項中「及び退職手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当及び退職手当」と、医療局企業職員給与条例第10条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号）第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。次項において同じ。）が」と、医療局企業職員給与条

条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与等条例第28条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次項において同じ。）が」と、給与等条例第29条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与等条例第30条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

4 給与条例第26条の2、第27条、第28条の3、第28条の5、第29条の2、第30条の2、第30条の3及び第40条の規定並びに給与等条例第22条、第23条の4、第24条の2、第25条の2、第25条の3及び第31条の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。

（医療局企業職員給与条例等の適用除外等）

第9条 医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和35年岩手県条例第29号。以下「医療局企業職員給与条例」という。）第3条の2から第4条まで、第4条の5及び第7条から第9条までの規定並びに企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和35年岩手県条例第32号。以下「企業局企業職員給与条例」という。）第3条の2から第4条まで、第4条の4及び第7条から第9条までの規定は、第2条第1項の規定に基づき任期を定めて医療局企業職員又は企業局企業職員として採用された職員（以下「特定任期付企業職員」という。）には、適用しない。

2 特定任期付企業職員に対する医療局企業職員給与条例第10条の2第1項及び第16条の規定の適用については、医療局企業職員給与条例第10条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号）第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。次項において同じ。）が」と、医療局企業職員給与条例第16条中「一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）」とあるのは「一般職の職員の給与に関する条例（昭和

例第16条中「一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）」とあるのは「一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例」とする。

3 特定任期付企業職員に対する企業局企業職員給与条例第2条第2項、第10条の2第1項及び第16条の規定の適用については、企業局企業職員給与条例第2条第2項中「及び退職手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当及び退職手当」と、企業局企業職員給与条例第10条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号）第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。次項において同じ。）が」と、企業局企業職員給与条例第16条中「一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）」とあるのは「一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例」とする。

4 [略]

（人事委員会規則への委任）

第11条 [略]

28年岩手県条例第48号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例」とする。

3 特定任期付企業職員に対する企業局企業職員給与条例第10条の2第1項及び第16条の規定の適用については、企業局企業職員給与条例第10条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号）第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。次項において同じ。）が」と、企業局企業職員給与条例第16条中「一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）」とあるのは「一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例」とする。

4 [略]

（人事委員会規則への委任）

第10条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。